

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……一
- 建築基準法による道路位置の指定……………一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)……一
- 平成三十年度管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定……………二
- …(福祉保健局健康安全全部健康安全課)……二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……二
- 告示(選)**
- 平成二十年東京都選挙管理委員会告示第九十八号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………四
- 平成二十一年東京都選挙管理委員会告示第四百二十九号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………四
- 平成二十二年東京都選挙管理委員会告示第四百二十八号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………四
- 平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第四百四十三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……………四
- 土地区画整理組合の理事の失職……………

告示

……(都市整備局市街地整備部区画整理課)……五

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……五

東京都告示第千八十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年八月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 平成三十年八月二十三日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
 - (一) 商号 株式会社アシスト
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 佐藤 昌明
 - (三) 主たる事務 豊島区池袋二丁目十六番十二号一四〇所の所在地 四号室
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八六四五号
 - (五) 免許年月日 平成二十七年十二月十八日

東京都告示第千八十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年七月十日	小金井市本町二丁目千九百二十八番十四の一部	延長 一六・六一 幅員 四・〇〇
同右	同右	狛江市和泉本町三丁目千八百一十一番一及び同番十三の各一部並びに同番二十六	延長 一七・〇三 幅員 四・〇〇
同右	平成三十年七月十七日	狛江市西野川二丁目六百三十九番七の一部及び同番地先	延長 二四・八一 幅員 四・〇〇

東京都告示第千八十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年八月七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

多摩市諏訪四丁目九番

平成三十年七月

二 認定計画書の縦覧場所

十七日

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第千八百八十八号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一條の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第十二條の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

平成三十年八月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター
江東区有明三丁目七番二十六号 有明フロンティアビルB棟九階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

ア 第五回

平成三十一年二月十二日、同月二十五日及び三月

四日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番地十一

イ 第六回

平成三十一年三月十一日、同月十八日及び同月十

九日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

(二) 管理美容師

ア 第七回

平成三十一年二月十二日、同月二十五日及び三月

四日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番地十一

イ 第八回

平成三十一年二月十八日、同月十九日及び同月二

十日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

ウ 第九回

平成三十一年三月五日、同月十一日及び同月十二

日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番地十一

エ 第十回

平成三十一年三月十一日、同月十八日及び同月十

九日

食品衛生センター

渋谷区神宮前二丁目六番一号

三 受講料

一万六千円

●東京都告示第千八百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年八月七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

板橋区大山町二十四番三十七地内から同所六十番一地内まで

二 変更の区間

三 変更の概要

別図表示のとおり

別図表示のとおり

告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十年東京都選挙管理委員会告示第九十八号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月七日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「18,186,182」を「17,120,074」に、
「16,561,537」を「13,365,429」に、
「1,624,645」を「3,754,645」に改め、
同部2支出総額の項中「1,771,936」を「3,901,936」に、
「16,414,246」を「13,218,138」に改め、
同部3本年収入の内訳の項中「1,174,000」を「3,304,000」に改め、
同部4支出の内訳の項中「1,729,726」を「3,859,726」に、
「密附・交付金 730,000」を
「密附・交付金 2,860,000」
うち本部又は支部に対して供与した 2,130,000 に
交付金に係る支出 「」
改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告が

あったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十一年東京都選挙管理委員会告示第百四十九号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月七日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「17,837,950」を「16,971,842」に、
「16,414,246」を「13,218,138」に、
「1,423,704」を「3,753,704」に改め、
同部2支出総額の項中「757,875」を「3,067,875」に、
「17,080,075」を「13,903,967」に改め、
同部3本年収入の内訳の項中「962,000」を「3,292,000」に、
「（72人）」を「（71人）」に改め、
同部4支出の内訳の項中「756,975」を「3,066,975」に、
「密附・交付金 204,000」を
「密附・交付金 2,514,000」
うち本部又は支部に対して供与した 2,310,000 に
交付金に係る支出 「」
改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十二年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月七日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「18,857,560」を「17,901,452」に、
「17,080,075」を「13,903,967」に、
「1,777,485」を「3,997,485」に改め、
同部2支出総額の項中「1,222,636」を「3,382,636」に、
「17,634,924」を「14,518,816」に改め、
同部3本年収入の内訳の項中「336,000」を「3,156,000」に改め、
同部4支出の内訳の項中「1,217,996」を「3,377,996」に、
「選挙関係費 1,013,900」を
「選挙関係費 1,013,900」
密附・交付金 2,160,000 に
うち本部又は支部に対して供与した 2,160,000 に
交付金に係る支出 「」
改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、東京都医師政治連盟小石川支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第百四十三号）の一部を次のように訂正する。

平成三十年八月七日

東京都選挙管理委員会

東京都医師政治連盟小石川支部の部1収入総額の項中「19,032,582」を「18,226,474」に、
「17,634,924」を「14,518,816」に、
「1,397,658」を「3,707,658」に改め、
同部2支出総額の項中「408,810」を「2,568,810」に、
「18,623,772」を「15,657,664」に改め、
同部3本年収入の内訳の項中「1,174,000」を「3,304,000」に改め、
同部4支出の内訳の項中「1,729,726」を「3,859,726」に、
「密附・交付金 730,000」を
「密附・交付金 2,860,000」
うち本部又は支部に対して供与した 2,130,000 に
交付金に係る支出 「」
改める。

内訳の項中「952,000」を「3,262,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「311,990」を「2,471,990」に、「100,000」を「2,260,000」に、「62,000」を「2,222,000」に改める。

公 告

土地区画整理組合の理事の失職について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九條第一項の規定により瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合理事長佐保田卯三郎から次に掲げる者が平成三十年五月三十日付けで理事を失職した旨の届出があったので、同條第二項の規定により公告する。

平成三十年八月七日

東京都知事 小 池 百合子

氏名 住 所

古川 卓治 西多摩郡瑞穂町大字石畑千七百五十一番地

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六條第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同條第三項において準用する法第五條第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八條第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、平成三十年八月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。
平成三十年八月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 e c u t e 立川

二 店舗所在地 立川市柴崎町三丁目三番一号

三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社

四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二番二号

五 変更前の設置者の代表者名 清野 智

六 変更後の設置者の代表者名 深澤 祐二

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社JR東日本ステーション

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 リテイリング 株式会社JR東日本リテールネット

九 変更日 平成三十年四月一日

十 届出日 平成三十年七月十二日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十二 縦覧期間 平成三十年八月七日から同年十二月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。